

確認問題解答【居宅介護支援】

問1. 「運営指導」は、著しい指定基準違反や不正請求等が認められる（疑われる）場合に行われるもので、行政処分も念頭に、その事実確認を行うものである。

正解： ×

問2. サービス担当者会議において、居宅サービス計画原案に位置付けられた指定居宅サービスの担当者がやむを得ない理由で欠席する場合は、担当者に対する照会等で意見を求めなければならない。

正解： ○

問3. 要介護更新認定等に伴い居宅サービス計画の見直しが行われる際、居宅サービス計画に位置付けられている福祉用具貸与を継続して利用する場合は、その継続利用の検討等は特に必要ない。

正解： ×

問4. 入院時情報連携加算の算定基準における「入院してから情報提供するまでの日数」の起算日について、入院した日を0日目としてカウントする。

正解： ×